

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 平成 27 年分年末調整事務の注意点

今回は平成27年分の年末調整事務に関する注意点をご紹介します。年末調整事務は、いわゆる年末調整還付金を計算することに留まらず、来年以降の年末調整に向けての準備作業も含まれています。年末調整還付金を計算する過程についての改正は、今回は特にありませんが、マイナンバー制度の導入に伴い来年以降に使用する用紙の書式変更がありました。年末調整の基本的な考え方とあわせてご紹介いたします。

### 1. 年末調整の意義

年末調整とは、いわば従業員の代わりに雇用者が行う従業員の確定申告となります。毎年3月15日までにを行う所得税の確定申告は、本来的には所得がある全員がすべきものですが、全員が確定申告を行うと税務署側の事務が煩雑になってしまうことから、給与所得者であるサラリーマンについてのみ雇用者が年末調整で納付すべき所得税を計算します。

毎月の給与から天引きされる源泉所得税は、社会保険料の納付額と扶養親族の人数を考慮して概算で定められています。したがって、支払った国民年金、生命保険料や地震保険料などは考慮されていないので、それらを考慮した後の納付すべき所得税額と源泉徴収された所得税の合計額との間に差額が生じます。そこでその差額を年末調整によって12月最後の給与で調整します。

### 2. 年末調整の対象者と時期

上記1のとおり、年末調整は給与所得のある個人が対象となるのですが、中には対象外とされる人や年末調整を行う時期が12月ではない人がいます。代表的な事例を下表にまとめました。

対象となる人		対象とならない人
対象者	調整時期	
1年を通じて勤務している人	12月	左のうち、給与収入の額面金額が2,000万円を超える人、又は2か所以上から給与を受け取っている人で、他社に扶養控除等申告書を提出している人
中途採用者で、年末まで勤務している人	12月	
死亡により退職した人	退職時	年の途中で退職した人で左記以外の人
12月中に支給される給与を受け取った後に退職した人	退職時	
海外転勤などにより非居住者となった人	出国時	非居住者

※非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も持たない人をいいます。

### 3. 年末調整で処理できない所得控除

上記1で年末調整はサラリーマンの確定申告と書きましたが、下表の所得控除の適用は年末調整ではできません。これらの所得控除の適用を受けるためには、改めて翌年3月15日までに確定申告書の提出が必要となります。なお、平成27年度税制改正により平成27年4月1日以後に行った一定のふるさと納税については確定申告不要です。

所得控除の種類	内容
雑損控除	災害や盗難によって資産に損害を受けた場合
医療費控除	自己又は生計を一にする親族のために医療費を支払った場合
寄付金控除	国や地方公共団体などに寄付金を支出した場合

### 4. 事務手続きの注意点

マイナンバー制度の導入に伴い、今回の年末調整に係る平成28年分の扶養控除等(異動)申告書から、マイナンバーの記載が必要となりました(記載例→[国税庁手引き](#))。従業員本人のマイナンバーに限らず、配偶者や扶養親族のものまで記載することとなりますので、雇用者は周知活動を十分に行うことが重要です。

この平成28年分の扶養控除等(異動)申告書は、来年1月の給与支給前に雇用者まで提出することが原則です。この申告書の提出がないと、毎月の給与から徴収される源泉所得税が高い税額となってしまいますので注意が必要です。

最後に、来年以降に使用される予定の源泉徴収票の見本を参考までにご紹介いたします。(→見本は[こちら](#))